

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	施設の周辺住民を始めとする一般国民や排出事業者に対して廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を広く提供することを通じて、廃棄物処理施設に対する住民の不安を払拭するとともに、排出事業者が廃棄物の処理を委託するに当たって適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択することができるようにする。
内容	廃棄物処理施設のうち焼却施設、最終処分場等の設置者は、当該施設に係る維持管理情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。
関連条項	第8条の3第2項及び第12条の2の3第2項
必要性	周辺住民を始めとする一般国民の廃棄物処理施設に対する不安や忌避感を払拭するには、現行の第8条の4に基づく維持管理記録の閲覧だけでなく、施設設置者においてこれらの情報の公開を積極的に行っていくことが必要である。また、排出事業者が排出者としての責任を果たし、適正な処理を確保するためには、廃棄物の処理を委託するに当たって、適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択する必要があるが、その前提として、施設の維持管理に関する情報を簡易迅速に得られるようにする必要がある。
費用	
遵守費用	廃棄物処理施設のうち焼却施設・最終処分場等の設置者は、当該施設の維持管理情報をインターネット等で公表する必要があり、インターネット接続費等の費用負担が生ずる(維持管理情報を記録・備え付けは現行法において既に義務付けられている。)
行政費用	特になし。
その他の費用	特になし。
便益	排出事業者は、廃棄物の処理の委託に際して重要な、廃棄物処理施設に関する情報を得ることができる。

想定される代替案		
代替案 ①	都道府県知事による廃棄物処理施設の維持管理情報の公開	
	費用	
	遵守費用	廃棄物処理施設の設置者は、都道府県知事に対して維持管理情報を報告する必要があるため、報告書類を作成し送付する費用が生ずる。
	行政費用	都道府県知事は、廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を把握し、それらの情報をインターネット等により公開する必要があるため、各事業者から報告を受けた情報を集計しインターネットにおいて公表する費用負担が生ずる。
	その他の費用	特になし。
便 益	廃棄物処理施設の設置者が公開するのと同様の便益がある。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>施設の周辺住民を始めとする一般国民に対して廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を広く提供することは、廃棄物処理施設に対する住民の不安を払拭し、廃棄物の処理そのものに対する信頼を確保することに大いに資するものである。また、排出事業者が廃棄物の処理を委託するに当たって適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択することは、排出事業者責任の下で廃棄物の適正な処理を確保することに大いに資するものである。また、一般国民や排出事業者が廃棄物処理施設の維持管理情報を積極的に得られるようにするには、都道府県知事が廃棄物処理施設の維持管理情報を集め行政コストを投入して公開することよりも個別の施設設置者に公開させる方が事業者はインターネット接続費等の費用負担が生ずるものの行政コストの観点からも効率的であることから、廃棄物処理施設の設置者に対して維持管理情報の公開を義務付けることが適当である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>中央環境審議会意見具申において「廃棄物処理施設の設置に関するリスクコミュニケーションを図っていくという観点から、廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、申請者及び都道府県等は近隣市町村及び利害関係者から都道府県等に提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである。また、廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されないことがないよう、定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。」とされている。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。</p>

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	排出事業者に対し、廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を簡易迅速に得ることを通じて、廃棄物の処理を委託するに当たって、適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択することができるようにするため、廃棄物処理施設のうち焼却施設、最終処分場等の設置者は、当該施設に係る維持管理情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。		
	関連条項	第8条の3第2項及び第12条の2の3第2項	
想定される代替案	代替案① 都道府県知事による廃棄物処理施設の維持管理情報の公開		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	廃棄物処理施設のうち焼却施設・最終処分場等の設置者は、当該施設の維持管理情報をインターネット等で公表する必要があるが、インターネット接続費等の費用負担が生ずる（維持管理情報を記録・備え付けは現行法において既に義務付けられている。）。	廃棄物処理施設の設置者は、都道府県知事に対して維持管理情報を報告する必要が生ずるため、報告書類を作成し送付する費用が生ずる。	
(行政費用)	特になし。	都道府県知事は、廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を把握し、それらの情報をインターネット等により公開する必要が生ずるため、各事業者から報告を受けた情報を集計しインターネットにおいて公表する費用負担が生ずる。	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	排出事業者は、廃棄物の処理の委託に際して重要な、廃棄物処理施設に関する情報を得ることができる。	特になし。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	施設の周辺住民を始めとする一般国民に対して廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を広く提供することは、廃棄物処理施設に対する住民の不安を払拭し、廃棄物の処理そのものに対する信頼を確保することに大いに資するものである。また、排出事業者が廃棄物の処理を委託するに当たって適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択することは、排出事業者責任の下で廃棄物の適正な処理を確保することに大いに資するものである。また、一般国民や排出事業者が廃棄物処理施設の維持管理情報を積極的に得られるようにするには、都道府県知事が廃棄物処理施設の維持管理情報を集め行政コストを投入して公開することよりも個別の施設設置者に公開させる方が事業者はインターネット接続費等の費用負担が生ずるものの行政コストの観点からも効率的であることから、廃棄物処理施設の設置者に対して維持管理情報の公開を義務付けることが適当である。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会意見書において「広域認定業者、再生利用認定業者による不適正事例に対し、報告徴収から認定取消しを円滑に行い得るよう、環境大臣と都道府県等において一連の措置の連携を図っていく必要がある。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。		
備考			